

## 大阪市規則第 79 号

大阪市職員基本条例に基づく外郭団体等への再就職の禁止に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市職員基本条例(平成 24 年大阪市条例第 71 号。以下「条例」という。)第 47 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、職員又は職員であった者の外郭団体等への再就職の禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(外郭団体が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人)

第 2 条 条例第 47 条第 1 項第 3 号の市規則で定める法人は、別表に掲げるとおりとする。

(本市の財政的援助がなければその運営に多大な影響を及ぼす法人)

第 3 条 条例第 47 条第 1 項第 4 号の市規則で定める法人は、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる法人以外の法人(国及び他の地方公共団体を除く。)で、職員若しくは職員であった者が就職しようとする日の属する会計年度の前会計年度若しくは前々会計年度(その就職しようとする日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に属する場合にあっては、前々会計年度若しくは当該就職しようとする日の 3 年前の日の属する会計年度)のいずれかにおいて本市が交付した負担金、補助金若しくは交付金の総額が 300 万円以上であるもの又は本市が金銭の出資、出えん若しくは貸付けを行っているものとする。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 大阪市職員基本条例第 47 条第 1 項第 3 号の法人を定める規則(平成 24 年大阪市規則第 226 号)は、廃止する。

附 則 (平成 29 年 9 月 15 日規則第 135 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

株式会社大阪メトロサービス

大阪地下街株式会社

株式会社ドーチカ